

総合法律相談センター

〒530-0047 大阪市北区西天満 1-12-5 大阪弁護士会館 1階

☎06-6364-1248



京阪中之島線「なにわ橋駅」下車 出口1から徒歩約5分
地下鉄・京阪本線「淀屋橋駅」下車 1番出口から徒歩約10分
地下鉄・京阪本線「北浜駅」下車 26号階段から徒歩約7分
JR東西線「北新地駅」下車 徒歩約15分

なんば法律相談センター

〒542-0076 大阪市中央区難波 4-4-1 難波駅前四丁目ビル4階

☎06-6645-1273

堺法律相談センター

〒590-0075 堺市堺区南花田口町 2-3-20 三共堺東ビル6階

☎072-223-2903

岸和田法律相談センター

〒596-0054 岸和田市宮本町 27-1 泉州ビル2階

☎072-433-9391

谷町法律相談センター

〒540-0012 大阪市中央区谷町 3-1-9MG 大手前ビル5階

☎06-6944-7550

南河内法律相談所

〒584-0031 富田林市寿町 2-6-1 大阪府南河内府民センタービル1階

☎06-6364-1248



パソコンからは
<https://soudan.osakaben.or.jp/yoyaku/index.php>

携帯電話からのアクセスはこちら▶
https://soudan.osakaben.or.jp/yoyaku_smart/



それは突然だったり、考えに考えた結果だったり、
小説やドラマの話ではなく現実になったとき、
あなたにはできることがあります。
頼ってください。
私たちが力になります。

離婚を 決意したとき



Q1 離婚をしたいのですが、相手方が応じてくれません。どうすればいいのでしょうか？

A1 離婚する場合、夫婦間で話し合いがまとまれば、双方が離婚届にサインして市役所に届出をします(協議離婚)。しかし、相手が話し合いに応じてくれない場合や、離婚条件について折り合いがつかない場合もあるでしょう。その場合は、家庭裁判所に離婚調停を申し立てることになります。調停でも相手が離婚に応じない場合は、裁判離婚という方法があります。

Q2 離婚の調停はどうするのですか？

A2 相手方の住所地を管轄する家庭裁判所に調停の申立てをします。申立てにあたっては、戸籍謄本等を持って家庭裁判所へ行き、夫婦双方の本籍・住所や離婚をしたい理由を書いた申立書を裁判所に提出します。家庭裁判所に「調停申立書」の用紙が備え置いてありますし、裁判所のホームページからもダウンロードできます。また、弁護士に依頼して、離婚調停を申し立てる方法もあります。調停手続では、調停委員が双方の言い分を聞いて円満な解決ができるよう努力をしてくれます。調停で合意ができて離婚する場合を調停離婚といいます。

Q3 離婚の調停を申し立てましたが、うまく行きませんでした。裁判での離婚はどうすればいいのですか？

A3 あなたの住所地または相手方の住所地を管轄する家庭裁判所に離婚の裁判を起こすことになります。ただし、裁判での離婚の場合、協議離婚や調停離婚と異なり、法律で定められた離婚原因(離婚の理由)があることが必要です。

Q4 離婚原因とは何ですか？

A4 法律では、離婚原因は次のとおり決められています。
①不貞行為…相手方が浮気をした場合です。
②悪意の遺棄…相手方が生活費を入れず家庭を捨てたような場合です。
③相手方が3年以上の生死不明
④相手方が強度の精神病にかかり、回復の見込みがないとき。
⑤その他婚姻を継続できない重大な事由があるとき
もっとも、これらの離婚原因がある場合であっても、必ずしも離婚が認められるとは限りません。具体的な事情によって、裁判所の判断も様々です。

Q5 「婚姻を継続できない重大な事由があるとき」とは何ですか？

A5 A4の①～④のどれにもあたらないけれど、いろいろな事情があって、夫婦関係が破綻していて元に戻る見込みがない場合をいいます。夫婦間の暴力や長期間の別居が理由となるケースもみられます。詳しくは専門家である弁護士にご相談ください。

Q6 離婚をするときにお金などの財産はもらえるのですか？

A6 相手方に対し、お金や財産を請求できることがあります。まず、夫婦が二人で協力してつくってきた財産(不動産、自動車、現金、預貯金、保険、積立金など)を分けるように請求することができます。これを、財産分与といいます。それとは別に、婚姻中に相手方がしたこと(不貞や暴力など)で、精神的な苦痛を受けたときには、慰謝料を請求することができます。また、離婚をせざるを得なくなったことについても慰謝料を請求できることもあります。このほか、婚姻期間中の厚生年金について、夫婦で分割する年金分割の制度もあります。

Q & A

決意したとき
考えること

離婚を



Q7 未成年の子どもがいる場合の離婚には、どんな問題がありますか？

A7 未成年の子どもがいる場合には、親権者を決めることが必要です。養育費の金額や支払方法も決めなければなりません。子どもと一緒に暮らさない方の親と子どもの面会交流についても考えなくてはなりません。離婚したとき氏(姓)がどうなるのかということもご心配でしょう。婚姻により氏(姓)を変えた人は離婚により旧姓に戻りますが、届出をすれば婚姻中の氏(姓)をそのまま使うこともできます。子どもについては、離婚が成立しても氏(姓)は変わりませんが、その後家庭裁判所で「子の氏の変更」が認められれば、旧姓に戻した親と同じ氏(姓)となります。詳しくは専門家である弁護士にご相談ください。

Q8 夫(妻)の暴力から身を守るために何か方法がありますか？

A8 配偶者からの暴力を受けた被害者は、保護命令の申立てができます。被害者が自分または相手方の住所地にある地方裁判所に申立てを行うことで、裁判所はその配偶者に対し、
①6ヵ月間の被害者への接近禁止(一定の場合には、子や親族への接近禁止)
②被害者と共に生活の本拠としている住居からの2ヶ月間の退去と住居付近のはいかい禁止
のいずれか、または両方の命令を出すことができます。「配偶者」には婚姻届を出してなくても事実上婚姻関係と同様の関係にある人(内縁)や、同居している恋人も含まれます。被害者が離婚していても、元配偶者に対して保護命令を出すこともできます。詳しくは専門家である弁護士にご相談ください。

Q9 弁護士費用が用意できないのですが。

A9 収入や資産が少なく法律相談料・弁護士費用が準備できない人のために、無料法律相談や弁護士費用の立替えを行う民事法律扶助制度があります。詳しくは日本司法支援センター大阪地方事務所(法テラス大阪) TEL0570-078374へお尋ねください。

法律相談をご希望の場合は、裏面に記載の各センターにお電話のうえ、予約をお取りください。WEBでも法律相談の予約が可能です(24時間受付/裏面のQRコードからアクセスしてください)。

資力が一定額以下の方は、3回まで相談料無料(法テラス指定相談場所)